

今後の水泳指導の実施方法に関する方針の決定について

学校施設担当課・指導室

1 概要

今後の水泳指導の実施方法に関する方針について、令和2年教育委員会第18回臨時会において「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を決定したため、報告するもの

2 今後の水泳指導の実施方法に関する方針

別紙1のとおり

3 令和2年12月2日文教委員会、一般庶務報告「今後の水泳指導の実施方法に関する方針（案）」からの変更点（変更部分のみ抜粋）

今後の水泳指導の実施方法に関する方針（以下「今後の方針」という。）の策定にあたり、複数の屋内温水プールの運営事業者と改めて協議を行い、着衣泳の取組については、事前の申し出、使用する服、実施日時等を調整することで実施が可能であることが確認できたため、今後の方針の中でデメリットとしている、着衣泳の取組に関する記載を削除する。

変更前	変更後
6 学校外プールを水泳指導で活用した場合のメリット及びデメリット (2) デメリット ④ <u>着衣泳の取組が難しくなる。</u> (3) デメリットと考えられる事項に関する対応など ④ <u>着衣泳については、短期的には、改築校以外の近隣の学校プールの活</u>	6 学校外プールを水泳指導で活用した場合のメリット及びデメリット (2) デメリット ④ <u>(削除)</u> (3) デメリットと考えられる事項に関する対応など ④ <u>(削除)</u>

<u>用を検討する。近隣の学校プールの 活用が難しい場合には、着衣の状態 で泳ぐ際の注意点などを理論として 指導する。</u>	
---	--

4 葛飾区立学校改築における標準的な施設規模について

今後の方針の決定に伴い、平成26年度に策定した「葛飾区立学校改築における標準的な施設規模」の屋外プールに関する内容を別紙2のとおり改定する。

5 各改築校への対応について

現在、学校関係者や通学区域の自治町会長などで構成する懇談会において、基本設計の作成に向けて検討を行っている水元小学校及び道上小学校並びに基本構想・基本計画の策定に向けて検討を行っている二上小学校及びよつぎ小学校の4校の今後の方針に関する対応は、別紙3のとおりである。